

## 第6回伊賀市都市マスタープラン策定委員会 議事録（公開用）

- 1 開催日 令和3年10月14日（木）
- 2 開催時刻 13時30分
- 3 閉会時刻 15時30分
- 4 開催場所 阿山保健福祉センターホール
- 5 議事
  1. あいさつ
  2. 策定スケジュールについて
  3. 議事
    - ・伊賀市都市マスタープラン（案）について
  4. その他
- 6 出席委員 浦山委員長、滝井副委員長、南委員、奥澤委員、松永委員、中島委員、村上委員、福地委員、西口委員、松本委員、平井委員、窪田委員、谷委員、大森委員、森本委員
- 7 欠席委員 坂本委員、大田委員、森西委員、吉田委員、井久保委員
- 8 事務局 山本 建設部長、小西 建設部理事、川部 都市計画課長、葛原 都市計画課開発指導室長、吉福 都市計画課総務管理係長、中林 都市計画課総務管理係主任、中山 都市計画課開発指導室主任
- 9 傍聴者 2名

午後 13時30分開会

### 議事開始

#### 1. あいさつ

（委員長）本日は第6回の最後の委員会になると思います。したがって、今まで皆さんに議論していただいたことが、計画に反映されているかどうかということをご確認いただき、できましたら、最後にこの計画を承認していただければと思います。

都市計画というものは、都市が開発、発展する時に、いろいろ副作用を持っているので、その問題が起こらないよう、事前に開発規制や都市基盤整備などを行うことを使命として、100年以上の歴史があります。

しかし、皆さんもご存知のように、都市化の時代は終わり成熟化の段階にあります。特に地方では、成熟を乗り越えて人口減少など、全く予期しなかった状況になっています。人口や市街地が拡大することを、いかに問題なく効率的な都市にするのかという仕組みで、都市計画は考えられてきましたが、人口減少に対してどのような処方箋を描くのかというのは、まだ答えがないのです。そのような中で、皆さんに様々な視点でご議論いただいております。

例えば、開発だけではなく、今までに作ってきた施設をどのように維持・更新するのか、地域をどのように維持するのか、そのようなことが新しい課題です。

それから、人口減少だけならいいのですが、世帯が減少するという事は住宅が余るということです。したがって、人口が減少すると空き家や空地の問題がかなり重要な問題になってきます。空き家を放置されると困ったものになりますが、有効に活用すると地域の宝になる可能性があります。そういう視点で、この計画ではいくつかの対応策が考えられています。まちの中では、空き町屋を有効にホテルとして活用していくという提案があります。人口が減少し、同時に高齢化する中で、どのように住み慣れた街で皆さんが住み続けていただくのか。そういうことは、本来は都市計画の課題ではないのですが、都市計画として高齢化した社会の中でも住み続けられることをサポートしなければいけません。

この計画の中では、福祉と連携してまちづくりを進めていこうという、かなり重要な提案がされています。いくつかの新しい切り口で皆さんの議論を経て、都市マスタープランの案ができていますので、皆さんの議論が反映しているかどうかという目でご確認いただければと思います。

皆さんには、円滑な議事進行にご協力いただきまして、できたら短時間で終わりたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

## 2. 策定スケジュールについて

(事務局) 伊賀市都市マスタープラン策定スケジュールについて説明 (略)

## 3. 議事「伊賀市都市マスタープラン (案) について」

(委員長) 本日が最後の策定委員会です。前回の第5回策定委員会以降、議会への説明、三重県や庁内との最終調整、また、8月に実施したパブリックコメントなどの意見を踏まえて最終調整が行われました。資料1は、実施したパブリックコメントに対する対応状況が書いてあります。資料2は、前回の第5回策定委員会からどのように変更・修正したのかを示した対照表となっております。

本日は、主に資料1と資料2に沿って説明させていただきます。それでは、事務局のほうからご説明をお願いします。

(事務局) 「資料1：伊賀市都市マスタープラン (全体構想素案) に対する意見」及び「資料2：伊賀市都市マスタープラン新旧対照表」に沿って、パブリックコメントの意見等を反映し修正した内容について説明 (略)

(委員長) パブリックコメントに基づく修正点と、資料2は、今までの議論を踏まえた、とりわけ前回の委員会の議論を踏まえた修正等について説明をいただきました。皆さんが関心を持たれて委員会の中でご発言されたことが、うまく対応されているのかどうか、そういう視点で確認いただければと思います。

発言の場合は、資料の何ページに該当するところを確認したいというような発言をいただければと思います。

(委員) 伊賀地域の柘植駅周辺の意見がたくさん出たが、公共交通活用拠点がプランの中にはしっかりと示されていなかったということで、たくさん意見が出たと思う。柘植駅は伊賀盆地の東の入口で、京都から草津線、名古屋から関西線が通っている。駅前には昔に比べて少し寂れた感じであるが、昨年、柘植駅の開業 130 周年の記念として事業を行い各方面に宣伝をさせていただいた。東の拠点として、これから活動していくという矢先の伊賀市都市マスタープランなので、その中で、しっかりとそのことを明記していただきながら、地域で補完性の原則に基づいてフォローして行って、東の拠点としてやっていく。今は、まさに名神名阪連絡道路も市議会議員との間でも話がまとまり、上柘植インターが見直されてきているというところである。

公共交通の鉄道、名神名阪連絡道路、名阪自動車道の拠点でもある。これからの伊賀市の都市マスタープランということでは、大きな拠点としてしっかりと位置付けをしながら、そこにお住みになっている住民の皆さんや、そこで活動しているまちづくり協議会の協力を得ながら、もう一度この地域を活性化していくことが大事ではないか、そういう気持ちでたくさん意見が出されていると思っている。

資料 1 の 78 番の「安全性の確保」の通学路の問題は、学校の統廃合とともに学校に通う子供たちの通学路の安全性を確保しなければならないということで、小学生は歩いて登下校をしているが、その時の見守り体制や歩道の整備が大切である。中学は自転車通学をされている学校が多い。自転車通学をすると自転車は基本的に車道しか走れないが、歩道についても自転車が通行できる規格の歩道を作って、そこを中学生が自転車で通学できるという状況を作り出すことも大事ではないか。郡部の学校については、バス通学や自転車通学も多数あるので、そのことをしっかりと明記して、これからの都市マスタープランの中で整理していただきたい。

資料 1 の 90 番の「水道事業の健全運営」に関して、今後川上ダムができて、ゆめが丘浄水場から市内全域に給水管が伸びている。先日、和歌山で水道橋が破損して大変な状況が発生した。何日も給水ができないという状況であった。伊賀市の上水道の管も、そろそろ耐用年数を迎えて換えなければならない時期にきている。一箇所の浄水場から全て給水するというのではなく、それぞれの地域にある今の水源を守っていくことも大切ではないかと思う。そのことについては、すでに結果が出ているということをおられる方がおられるが、もう一度このことについても、都市マスタープランの考え方の中で、それぞれの地域にある水源を守ることについて考え直す必要が出てくるのではないかと思う。

資料 1 の 50 番の「芭蕉生誕の地」の表現に関しては、伊賀市都市マスタープラン(案)の 67 ページで「芭蕉翁生家」に修正されているのでよい。芭蕉生誕の地は伊賀であり、芭蕉翁生家(生まれたところ)はここであるということ、しっかりと明記すべきであると考えている。

最後に、地域づくりの振興については、支所の廃止問題が出て、請願がとおって支所の新たな形での支所機能をそれぞれの地域に残すことになったが、その地域についている名前を支所に冠するべきであると考えている。そのことによって、地域の人達が、その名前の支所を中心に地域振興に邁進していける。地域振興はそれぞれの地域にあるまちづくり協議会の責任でもあると思うが、そのことについても、都市マスタープランを作っていく中で認識をしながら、最後にきちっとしたものを作り上げる必要があると思う。

(委員長) 複数のポイントでご指摘をいただきました。今ご指摘のあった点は、だいたい修正対応されているとは思いますが、もう一度事務局から確認してもらったほうがよろしいでしょうか。今の発言は、これは重要であるという見方で、それなりの対応がしてあるという趣旨だったと理解しています。

事務局から順番に説明をお願いします。はじめに、柘植駅周辺についてはどのように対応されていますか。

(事務局) パブリックコメントの回答に書かせていただいているのと、先程事務局から修正点の説明をさせていただきましたが、柘植駅周辺の修正箇所につきましては、まず、伊賀市都市マスタープラン(案)の55ページをご覧ください。第5回策定委員会までの資料では、56ページの「居住地(居住ゾーン)配置(目標3)」の図示は変えていません。柘植駅周辺は既に拠点型居住地の色に塗られていますが、コメント的な表現がわかりづらかったということで、今回の修正案と致しまして、55ページの「居住地(居住ゾーン)の形成」の中で、拠点型居住地の中には都市拠点と公共交通活用拠点の2つがありますというすみ分けをさせていただきました。一つ目の都市拠点は、上野市街地の広域的拠点、ゆめが丘の副次的拠点、支所周辺の地域拠点が都市拠点になります。公共交通活用拠点としましては、JR関西本線の伊賀上野駅周辺、佐那具駅周辺、JR関西本線と草津線の結節駅である柘植駅周辺及び近鉄大阪線の伊賀神戸駅周辺を位置付けています。島ヶ原駅と新堂駅につきましては、支所周辺の地域拠点に含んでいますので、公共交通活用拠点の中には位置付けていません。このようにしっかりとした言葉の表現をさせていただきました。

公共交通のネットワークの中で、柘植駅は既に主要駅に位置付けられています。59ページの公共交通ネットワーク図を見ていただきますと、凡例の一番下に主要駅と書かせていただいています。柘植駅、伊賀上野駅、上野市駅、伊賀神戸駅の4つが主要駅としての位置づけがなされていますので、図面に明記しています。

柘植駅周辺は、拠点型居住地のひとつであるということ、わかりやすく明記させていただいたというところがございます。

(委員長) 伊賀市都市マスタープラン(案)102ページの安全性の確保、通学路に関して説明をお願いします。

(事務局) パブリックコメントの意見の中に、通学路は小学校の通学路だけではないという意見がございました。郡部のほうに行きますと中学校は自転車通学というところ

ろもでございます。自転車通学をするための通学路も当然発生してくるということ  
でございます。したがって、当初想定していました小学校の通学路という限定  
した表現ではなく、小学校や中学校の通学路ということで、中学校の部分を追  
記、修正させていただいたというところでございます。

(委員長) 次に、伊賀市都市マスタープラン(案) 111 ページの水道事業に関する説明を  
お願いします。

(事務局) この部分につきましては、都市マスタープランとの関係性がどうかという  
ところで、事務局サイドとしてお答えができるかどうかわかりませんが、パブリッ  
クコメントの中でもこと細かく意見を頂戴しています。当然、上下水道部のほう  
で計画を立てているものに対してのご意見ということだと思いますので、パブリッ  
クコメントの回答全文については、上下水道部の担当に検討させていただいており  
ます。水道の計画に関する様々なご意見が過去にあると承知していますが、その  
時に回答させていただいた内容と同じ表現で、回答をさせていただいていると聞い  
ています。都市マスタープランの中で水道の計画をどう変えていくのかという  
ところまで踏み込むことは難しく、担当の部署で考えていくことだと思っています。

(委員長) 最後に、芭蕉翁生家について説明をお願いします。

(事務局) 資料 1 の 50 番の意見です。「芭蕉生誕の地」という表現は適切ではないとい  
うご意見でございます。これを反映させていただいていますのは、伊賀市都市マス  
タープラン(案) の 67 ページです。「エリアを対象とした都市づくり」の中で、  
「エリアの魅力(強み)」の「観光資源・歴史文化」の 2 番目は、当初は「芭蕉  
生誕の地」の表現をさせていただいておりましたが、市の内部で調整させていた  
だいたところ「芭蕉翁生家」がふさわしいのではないかとということで、修正させ  
ていただきました。

(委員) 伊賀市都市マスタープラン(案) の 120 ページに、「都市防災の方針」として「災  
害に強い都市の形成及び安心して暮らせる都市環境の形成」の基本方針が記載さ  
れているが、一番肝心なことは復興対応である。災害は誰も止められないが、万  
が一起こった場合は、一日も早い復興が一番大事である。伊賀市においては、家  
屋が連担しており狭い道もあるため、災害が起こった時に家屋が倒れ、道路が塞  
がれてしまう。個人の駐車場などの空地があったら災害廃棄物を一時的に仮置で  
きるよう所有者に承諾を得てほしい。一時保管場所の確保をお願いしたい。

急傾斜地については、平成 12 年に土砂災害防止法が制定された。市内でも数  
箇所が急傾斜地の指定を受けているが、民地の工事をどうするかという問題があ  
る。地元の地主の責任もあるので、行政がハード面をどこまで支援してもらえ  
るのか書いてほしかった。

伊賀市都市マスタープラン(案) の 102 ページの「安全性の確保」に関して、  
小学校の通学路に狭い歩道がある。住民自治協議会として通学路が危険であるか  
ら対策の要望をしている。2 年前に学校関係者や担当部局と立ち合いもした。歩  
道を拡幅しないと危険である。今後、安全な道路づくりをしてもらいたい。

(委員長) 事務局から確認していただけますか。伊賀市都市マスタープラン(案)の120ページの「①災害に強い都市構造の形成」に書いてある内容が該当すると思います。災害があった時の避難・誘導できるオープンスペース、あるいは、処分場になるようなオープンスペース等が考えられているかという意見でしたが、いかがでしょうか。

(事務局) 伊賀市都市マスタープラン(案)の120ページの基本方針に書いてございますように、伊賀市におきましては伊賀市地域防災計画を策定しておりまして、それに応じて避難など誘導していくという状況です。都市マスタープランに掲げる部分については、住んでいただく土地・建物が安全なところにあるかどうか、今後新たに居住を誘導していくところが危険な場所ではないかどうか、このような部分が都市計画を進めていく上で重要なところかと思っております。したがって、市街地の中の空地等を有効に活用するという部分については、「①災害に強い都市構造の形成」の下の段落の中で、方向性を示しているところでございます。

それから、急傾斜地につきましては、「⑤治水・治山対策の推進」の中で、一番下の行に「また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、がけ崩れ防止施設の整備・促進に努めます。」と記載しています。

また、121ページの「⑥居住地における防災対策」のところで、拠点型居住地につきましては、「人口移動の転出超過の解消を図るために魅力的居住地づくりを進める地区と位置付け、広域的拠点、副次的拠点、地域拠点及び公共交通活用拠点に位置付けています。ただし、そのエリア内に都市マスタープランでは災害対策重要地区が含まれています。」と記載しています。土砂災害の特別警戒区域や洪水浸水想定区域の部分も、新たな災害のハザードマップの中にはこのような危険箇所が存在しているのは事実です。このような部分をどのような扱いにしていくのかということが、都市マスタープランで議論していく部分と考えています。

通学路の安全については、必要な施策は進める必要がありますが、事細かな実施策については、それぞれのセクションで都市マスタープランの方向性に基づいて検討していくべきものと思います。都市マスタープランに細かな表記はできないと考えています。

(委員) 伊賀市都市マスタープラン(案)の61ページと62ページのところで1点意見がある。61ページに真ん中辺りに観光資源のことが書いてある。「また、地域文化と定住環境が調和する持続的な観光を実現していくため、地域が主体となってあらゆる資源を生かし、交流と活力を生み出す「観光まちづくり」の考え方を基本として…」と記載されている後に、産業振興のことが書いてあり、そこに「定住自立圏の各団体や近隣市の名張市、甲賀市、亀山市とも連携して進めます。」と記載されており南山城村も含まれている。産業振興の中に観光も含めて考えていただけることと思うが、村長から他の首長とで意見交換をしていると聞く中で、観光振興について伊賀市ともしっかりとキャッチボールができるとよい、という話を聞いている。村も昨年度立ち上げた観光協議会を、本格的に進める年度になり、ワ

ークショップや会議を経て、2年後位に南山城村の観光協会を官民で作ろうということになっている。したがって、観光まちづくりのことについても、定住自立圏の各都市のメンバーとブランド化を進めながら協力してやっていくという言葉があれば、そのことをもとにして隣接地域同士の観光部門の行政・民間の話し合いが活発に進められるのではと思うので、どこかで強く謳っていただければ、もっとやる気が出るのはと思った。

道の駅南山城村にも、近隣都市の野菜や産物を出品させていただいている。隣接するフェアフィールド・バイ・マリオットもコロナ渦で集客が難しい状況であるが、コロナ明けに向けて宿泊客を村内周遊の協力をしていき、伊賀方面にもここからすぐに行けるということで集客したいと思っている。したがって、観光の面でも定住自立圏が存在している伊賀と南山城村との関係性というのを、どこかで謳っていただければモチベーションが上がると思う。

(委員長) 伊賀市都市マスタープラン(案)の61ページが一番下のところに書いてあると思いますが、産業振興の表現がぼんやりしているので、観光産業という前段の流れを踏まえたように書くと明解だというご趣旨だと思います。

(事務局) 都市マスタープランの位置づけとしましては、第1回策定委員会からの議論で、伊賀市の都市マスタープランではあるが、周辺の定住自立圏のエリア、いこか連携を含めて、少なくとも図面には示すべきという議論がされておりました。例えば、伊賀市都市マスタープラン(案)の58ページの道路ネットワーク図や、知的対流拠点の62ページの図につきまして、定住自立圏のエリア、いこか連携エリア、隣の名張市を位置付けて、一緒になった考え方を持っていかなければいけないということで議論してきたところです。

観光に特化された話をされていますが、基本的には46ページの「将来都市像と都市づくりの目標」、「伊賀市の将来都市像」において、伊賀市としては6つの目標を掲げており、「住民・地域等との協働・連携の強化」を図ることに合わせて、伊賀流多核連携型都市を目指す中で、隣接地域・都市と連携を図っていくということが謳われています。観光に特化したものを都市マスタープランに書くかどうかという議論はありますが、伊賀市の小さなエリアだけではなく周辺地域を巻き込みながら発展を考えていくというスタンスはぶれずに続けている議論ではないかと思います。

事務局の考え方としては、観光に特化していないが近隣市町との連携は、当然必要であるという位置づけをさせていただいています。

(委員長) 今の事務局からの説明は、61ページの最後の段落で、「産業振興」を「観光振興」と書くと、明解ではあるが零れ落ちる産業があるので、このような書き方になっているということでしょうか。例えば、「観光を含む産業振興」と書くとあまりスマートではないということでしょうか。

(事務局) 知的対流拠点の考え方は、観光も一つの手段です。農業も一つの手段です。農業を主体とした新たな産業興しをしていく。福祉も一つの手段です。したがって、

いろいろな面で産業を興す芽がある中で、ある程度特化してしまうと、そこに集中してしまうのではないかと考え、このような表現にさせていただきました。

(委員) 市民アンケート調査は、外国人の方は対象にされていないのか。

(事務局) 住民基本台帳に記載されている 18 歳以上の方を無作為に抽出しておりますので、外国人は含まれていません。

(委員) 伊賀市都市マスタープラン(案)の最初のほうに、人口流入が多いと記載されている。伊賀市の場合は、人口が減少する中で外国人の占める割合は増え続けている。そう考えると、外国人という観点での都市づくり、そういう視点も必要ではないかと思った。多様な人が暮らしやすいという視点で、どこかに入れられないかと思った。

(委員長) 今重要なご指摘をいただきました。第 1 回策定委員会からそのような切り口の議論が全くなかったので、今、その話題を盛り込むと結構大変だと思います。議事録の中には、このような議論があったということを書き留めていただいて、総合計画を含めて外国人問題、あるいは新しい労働力問題は重要な課題だと思います。

(委員) 全ての方にやさしい都市づくりという思想は、総合計画も含めて都市マスタープランにも流れていると思っている。特に外国人がどうかということは、都市マスタープランの中では難しいと思う。

(事務局) 人口減少が進む中で何を重要視しなければならないのが、箱もの整備ではなく今後は福祉が重要になってくるという議論をこれまでできています。福祉に特化したコメントが少ないのではないかと、という議論が前回の策定委員会であったわけです。それを踏まえて、伊賀市都市マスタープラン(案)の 47 ページに、第 4 次伊賀市地域福祉計画に基づく地域共生社会のイメージを掲げさせていただきました。伊賀市の核となる総合計画があり、都市マスタープランは総合計画にぶら下がっているいくつかの計画のひとつであります。まずは、総合計画に書いてあることからぶれないこと、さらに、関連計画との連携を図ること、そのようなところから進めていく施策であるので、地域福祉計画に基づく地域共生社会を実現していくために、都市マスタープランとしての位置づけをしていかなければいけないということで、ここに記載させていただいています。

障がいのある方、外国人の方もこれから住み続けていただくことになりますので、個別の施策につきましては、関連計画と連携しながら進めていく必要があると考えています。

将来の都市マスタープランの見直しにあたって、どのように現状が変わっているのかということは調査しますので、その中で外国人に関わるコメントを入れる時期が来れば都市マスタープランに反映していく必要があるのではないかと思います。今は地域福祉計画の中で、ある程度の対応はできるのではないかと判断をしているところでございます。

(委員長) 福祉との連携、あるいは福祉施策をまちづくりの面からサポートできるような



性格を都市マスタープランに持たせているということだと思います。問題が先鋭化すると、次の見直しの時に大きい話題になると思います。

(委員) できれば、今後、委員のメンバーの中に関係者を入れられるとよいと思う。

(委員長) いいご提案をありがとうございました。

(委員) 今、銀座通りの百五銀行が改装されてコンビニができると聞いたが、街並みを壊さずにコンビニになると書いてあって安心していたら、綺麗な瓦が取り除かれていたのでショックであった。都市マスタープランが策定されたら、街並みが守られていくのかお聞きしたい。

(事務局) 伊賀市には景観計画がございます。その中で市街地のエリアにつきましては、城下町の風景区域という位置づけをしています。だんじりが通る三筋町などの部分については、重点地区として非常に強い規制をかけています。解体している百五銀行上野中央支店につきましては、ご指摘のとおりコンビニエンスストアが建つ予定です。景観計画に基づく届け出が必要になってきますが、景観審議会という計画に対しての意見を頂戴する場があります。我々や景観審議会の委員全員が、元々の銀行の建物を利用してコンビニにしたらよいということ働きかけていけばいいのではないかという意見でした。それを事業主にお伝えをさせていただきましたが、銀行の建物をそのまま利用することは難しいということでありましたので、景観審議会で2、3回議論をしていただいて、建物の敷地の奥に配置されるのであれば、道に面した部分を街並みに配慮したものしてほしいという議論をしていただいた。事業主は解体するが景観に配慮したものにしますということになった。市は景観に対する適合・不適合の判断はさせていただきますが、建物を残していただきたかったというのが本心でございます。

(委員長) 都市マスタープランだけでは力不足かもしれません。景観法があって、今ご説明のあった手続きをする中で、色彩などをこの程度にして下さいというネゴシエーションをする仕組みになっていますが、あの程度にしかならない。

(副委員長) 景観審議会の一員であり、景観アドバイザーをしている。事務局のおっしゃった通りで、我々としても百五銀行上野中央支店の建物を残してほしいということで、最初に事業主に接触をした。それが実現できれば問題はなかったが、事業主がそれではコンビニが立地できないという話になり、建物の配置など、1年近くいろいろな議論をして、ごく最近話がついた。景観計画の中では、街並みを途絶えさせないようにという考え方で、屋根は傾斜屋根にする、街並みにそぐわない色彩にしない、ということになっている。結果、コンビニの建物は敷地の奥に配置し、前は駐車場になるので、街並みと連担した装置を道路沿いに整備していただきたくということに進んでいると思う。

我々も計画案が出てくる中で、これではだめ、これではだめという中で、これだったらなんとか、というところに落ち着いた。できあがってどうなるか、皆さんの評価を仰ぐことになると思う。我々としては満足できるものではないと思っている。

(委員長) 都市マスタープランでも景観づくりについて位置付けていますし、それを実際にオペレーションする景観法に基づく手続きを経ることによって、何もしないよりは景観になじむ努力はされている。都市マスタープランの中で景観づくりの位置づけがなく景観計画がないようなところでは何もお願いができない。今の法制度の中で、最大で活用されて取り組まれている。ただし、十分かどうかは難しいところではありますが、景観審議会などに今後も頑張ってください。都市マスタープランの中では、大きい銀行のような施設が変わると街並みが一気に変わりますが、町屋が壊れて建売になるということなど、街並みの変化についてどうするかということは、都市マスタープランの中で書いてある。大物だけではなく小さな単体の住宅等についても、城下町風情を活用したまちづくりをどうしたらよいかという方針が都市マスタープランに書いてあります。

今後、市民の評価が定まってきて、今の区域指定が不十分なのでこうしたほうがいいのかというような熟度が高まったら、景観計画も見直されて市民が期待するようなまちが維持できるのではないかと思います。そのためにも、まちづくりとして都市マスタープランの中で位置づけられています。上野中心広域的拠点では、個別に改装されていると街並みは壊れる可能性があるので、そこをどのように城下町の風情を守っていくのかという方向づけが都市マスタープランの中に書いてあります。

(委員) 中心市街地の位置づけの中で、本町通りのふれあいプラザから東西にわたっての街並み形成をどのようにしようか、スーパーがなくなったから買い物難民が発生したということで、西部地区から要望書を出させていただいた。百五銀行上野中央支店が移ることは聞いていたが、そこにコンビニが来るとは思っていなかった。コンビニが来たら買い物難民の一部の方がご利用できるのでいいことではあるが。

(委員) 都市マスタープランという名前なので都市の話はたくさん出てくるが、農業の立場では、この場で農業振興を言うつもりはないが、大切な食料確保ということについて、伊賀市として今後しっかりと地産地消を根付かせることを、もう少し取り入れてもらったらいいのではないかと考えている。

もう一点は農地の保全、これは土地活用の問題になると思うが、景観や治水など、いろいろ前向きなことが書いてあるが、荒廃地の問題がある。荒れた田を点在させていくことは、今後都市計画の問題になってくるのは明らかなので、行政としての認識をしていただいた中でどのような対策をしていくのか、我々と一緒に検討していただきたいと思う。

今、気のなるのは、あちらこちらに次々と太陽光発電の設置の状況が散見される。この状況が、都市の計画を語っている中で、伊賀の土地にふさわしい環境になるのかということを考えている。

(事務局) 都市計画部局としての答えになると思います。農業振興地域は農業を振興する地域として位置付けられています。都市計画は都市化を図る市街化区域ですみ

分けがされていきました。農業従事者の高齢化などの事情により農地が荒廃地化してきているという事実がありますし、そういうところに目を付けて太陽光発電を手掛けていこうという事業者があるのも事実です。都市マスタープランの中では、農振農用地の扱いをどうするのかということを書くことはないのですが、基本的には農業振興地域は都市計画としてはあまり踏み込めないエリアという認識を持っています。ただし、農業振興地域の中でも集落があって生活されておられる方もおられます。どの程度まで生活に必要な部分として農地転用できるかということを考えていく必要は都市計画ではあると思いますが、ほ場整備をして優良農地に位置付けられた土地を宅地化することはもってのほかであると思っています。農業振興のために必要なお金を使って整備したところなので、宅地化するのは最後の最後ではないかというイメージを持たせていただいています。

したがって、農業との共存というのは生活する上で必要という中で、どこをどのようにタグを組んでやっていくのかというのは個別の判断になると思います。ただ、知的対流拠点の地域活性化の振興策で、農業はそのひとつであると思っていますし、このような活動拠点を生み出すことによって、農村集落と言われるところで経済の活性化や居住者の増加につながるような位置づけをしています。その部分をどのエリアで整備していったらよいかは、地域の人や農協、農業委員会を含めた中で検討していく必要があるのではないかと思います。

(委員長) 土地利用条例がありまして、その中で土地利用計画を作っています。例えば、郊外部ではここは農村集落にしていく、ここは生産地にしていくというような、かなり具体的な土地利用計画があります。その中で生産地を守ることが語られている。それから、今ご懸念のあった太陽光や風力は、土地利用条例には入っていません。いわゆる都市的な土地利用をどうするかという条例なのです。したがって、風車のことや2、3カ月前に熱海の土砂災害があった盛土は、伊賀市の土地利用条例ではコントロールできないので、それをどうするかというのは課題になると思います。それは宿題にさせていただきたいと思います。

耕作放棄地については、どうするのかということは農業委員会に重要な役割が託されていると思いますから、都市計画と農業委員会がうまく連携して、土地利用条例に基づく土地利用計画を検討していただくことで対応できないかなと思います。

(委員) 伊賀市都市マスタープラン(案)の86ページの魅力的な居住環境と働く場の確保。私どもの地域には、牛を飼育している農家や養豚、養鶏の会社があるが、環境の問題がある。悪臭が酷いことになっており、移住される方がそれぞれの地域に来ていただいた時に、悪臭で移住できないという話がある。私どものまちづくり協議会の中で協議をしているが、伊賀市の条例の強い規制がないので、なかなか改善が進まないという問題がある。臭い対策の条例を作って住環境を守る必要がある。移住者が来た時に、人口減少の中で移住者の増加によって人口減少を止めていくということは、都市マスタープランの大きな方針ではないかと思うので、

臭い対策の条例を作って事業者に改善をさせていくという取り組みを進めるといふことも、この部分に入れることによって、魅力的な居住環境づくりができるのではないかと考えている。

荒廃地を、今年は1 ha 草を刈って開墾して、菜の花を植えて菜の花プロジェクトの事業を進めようと、若い人達が準備をしている。太陽光発電を闇雲に建てて農地をそのような方向に持っていくのはいけないと思う。市内の飲料会社が農地を手に入れてそこに倉庫を建てるということも聞かされている。そういうものがあると農業振興が遅れていく。環境問題に対しても、都市マスタープランに入れていくべきではないかと感じている。

(委員長) 魅力的な居住環境のところに、農業に絡む臭い対策が入るのではないかと、具体的に条例を作ったらどうかというご提案だったと思いますが、都市マスタープランの中でそれを書いても、都市計画では手が付けられないと思います。

(委員) 臭いの問題は非常に難しく、臭いがしても数値を図ると基準内ということがよくある。条例による対応は難しいと考えている。このような問題があることは十分承知している。環境基本計画を今年から作ることにしており、その中でこのような問題を含めて検討させていただきたいと考えている。

(委員長) 都市計画部局では対応できないので、環境基本計画のほうで対応できないかというご指摘ですがこれでよろしいでしょうか。

(事務局) 都市計画部局としては、今ある施設については難しいと思いますが、平成30年4月に伊賀市の適正な土地利用に関する条例をつくらせていただきました。畜舎や豚舎のようなものを作る場合は郊外に作られますが、そのような時に土地利用基本計画の保全区域にそのような施設を建てるが多くなってくると思います。そのように新たに施設を作る場合は、特定開発事業と言いまして地区への説明が必須になります。まず地域のご理解を得ていただいた上で、土地利用審議会で判断するようにしていますので、新たに作る施設にはこのようなハードルがあります。これまでに作られた施設については対象外になりますので、今の都市計画の範囲の中でチェックできるのは、新たに作る施設になります。

(副委員長) 伊賀市都市マスタープラン(案)の80ページのパブリックコメントの中で、地域拠点の現状の表がある。その中で業務施設にコンビニを含めたらどうかという意見があったが、コンビニはいつ撤退するかわからない。したがって、業務施設に位置付けるのはどうかと思う。入れるとすれば、「業務施設など」としたほうが良いと思う。

一番初めにご意見があった、柘植駅などの交通結節点の話は非常に重要な話とされている。例えば、98ページの市街地整備の方針図に公共交通活用拠点という凡例はあるが説明文章がない。説明文章を加えていただけたらどうかと思っている。

最終ページの防災の部分については、具体的には地域防災計画で謳うべきことかと思っているが、地震の後の対策、仮設住宅、復興住宅などをどうするか、最

近は復興都市計画と呼ばれているが、そのようなことを定めていかなければいけない。地域防災計画で謳うにしても、どこかで一言入れていただければありがたいと思っている。三重県内の仮設住宅の用地を調べたことがあるが、伊賀市の場合は急傾斜地の直下や浸水場所に仮設住宅の計画地があった。このようなことをしっかりと見直していくことが必要と思っているので、そのようなことに繋がられるも文言をどこかに入れていただければありがたいと思っている。

(事務局) 80 ページの地域拠点の現状では、このような施設があるということを整理しています。コンビニをなぜ業務施設に入れた理由は、コンビニで住民票は取れるようになっていきます。したがって拠点の中で支所がなくなったとしてもコンビニを有効に活用していける、業務的な役割を担うことが可能ということで業務施設として記載させていただいています。

98 ページの市街地整備の方針図に関して、拠点型居住地については色を塗っただけなので、もっと細かく書く必要があるのではないというご指摘だったと思います。拠点型居住地の位置づけの中で、特に柘植駅周辺は民間の住宅団地が造成されていますが、全ての宅地が埋まっているわけではありません。現状のキャパを活用しながら居住を誘導するエリアとする。それ以外のエリアについては居住を誘導する施策をしないことによって、新たに家を建てる人が居住を誘導するエリアに集中していくのではないかと、周りを抑えることによって拠点型居住地に新たな建物が建っていく可能性が生み出されるのではないかと思います。市からこのエリアを住宅化していくというものよりも、まずは地域に入らせていただき市としての風呂敷を広げ、あとは地域と行政がどのような形で整備していく必要があるのか、活性化させていく必要があるのかというのは、次の段階になるのではないかと思います。したがって、このようなエリアの位置づけの表記に絞っているということでご理解をいただきたいと思っています。

防災に関する部分は、地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針が三重県で作られています。伊賀市では地域防災計画の中で都市計画として必要な部分の役割分担はございます。120 ページの災害に強い都市構造の形成の中で、「空地等の未利用地はオープンスペースとして確保を促進し、被災時の避難場所とするとともに緑化に努めます。」が都市マスタープランに掲げられる我々の考え方と思っています。ご指摘の内容は地域防災計画を担当しております危機管理部署に伝えさせていただきます。

(委員長) コンビニは商業施設なので、業務施設の欄に入れるのは違和感があるというご指摘だったと思います。業務機能を含むコンビニと書けばいいのではないかとご指摘だったと思いますので、事務局で表現をご検討下さい。

(事務局) 80 ページの表の下に書いてあるように、「コンビニは、住民票などがとれる施設であるため、業務施設に含める。」と記載しています。

(委員長) 業務施設の中に商業施設も入るといった混乱がないようにして下さい。

98 ページのご指摘は、公共交通活用拠点の定義をつけてほしいという趣旨だっ

たと思います。これも事務局でご検討下さい。内容を変更するというのではなく、理解しやすいように説明を補って下さい。

(事務局) 拠点型居住地の中に公共交通活用拠点が含まれています。したがって、98 ページの拠点型居住地の説明文に公共交通活用拠点の文章を追加するという対応で考えさせて下さい。

(委員長) 120 ページに書いてあるのは、予防、災害がないようにということに視点を置いた書き方になっています。最近は事前復興という言葉がありますが、お先程のご指摘は災害に強いまちづくりは重要だが、起こった時にどうするかという視点を加えてほしいというご指摘と思います。例えば、基本方針の最後に、例えば「事後の復旧・復興については地域防災計画の考え方に従う」というような文章を補えばどうかと思いました。趣旨はご理解いただけたと思うので、事務局のほうでわかりやすく、予防だけでなく事後の復興に対する方針を書いたらどうかということです。

一点確認させて下さい。64 ページの災害対策重要地区の4行目、都市拠点、地域拠点等に土砂災害や浸水のリスクのあるところが含まれている場合どうするかということですが、災害対策重要地区をどうするかということを書かなければいけないところだと思う。例えば、リスクの高い地区では都市的都市利用は避けることが原則だと思うので、高台移転をしないということを書くことよりは、災害リスクが高い地区は都市的土地利用を避けることが原則であるけれども必要な防災対策を講じる方針として、というように繋がったらどうかと思います。

(事務局) 委員長からのご指摘の点については、都市計画の原則論が付ける必要があると考えています。その箇所は、事務局のひとつの案ではありますが、「災害リスクを踏まえて、居住や都市機能を誘導する区域を配置することを原則としつつ、既存の市街地の成り立ちから災害ハザードエリアを誘導区域に含める場合は、必要に応じて防災対策を講じる」という原則論を書かせていただいて、災害ハザードエリアを含める場合は対策を講じるというような書き方で修正をさせていただけたらと考えています。

(委員長) 私はそれでよろしいと思います。

今日のご意見をおうかがいして、大体今までのご議論を踏まえた内容になっているという理解をさせていただきました。ただし、いくつか修正しなければいけないところもあります。今日皆さんからいただいた意見を踏まえた修正とケアレスミス修正をさせていただいて、今日ご覧いただきました都市マスタープランの案を正案とさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ではご了承いただいたということにさせていただきます。  
これで議事は終了しました。あとは事務局にお任せします。

#### 4. その他

(事務局) ありがとうございます。本日も承認いただきましたので、この内容を、後日、浦山委員長と滝井副委員長により市長に答申をしていただきます。その後、伊賀市都市計画審議会の審議を経た後に、12月議会に議案提出させていただきます。皆様には約2年に及ぶ長きにわたり、活発なご議論をいただきありがとうございました。最後に大森副市長からお礼を申し上げさせていただきます。

(副市長) 閉会にあたりまして御礼を申し上げたいと思います。令和元年8月の諮問から本日の正案の策定に至るまで、約2年間になりますが、この長い間、委員の皆様にはご多忙のところご参集賜り、終始熱心にご支援を賜りまして、本当にありがとうございました。また、委員の皆様方の都市計画やまちづくりに対する強い思いを感じさせていただいたところでもございます。今後は、住民、地域等の協働、連携をベースに致しまして、伊賀市の将来都市像として掲げました「伊賀流多核連携型都市」の実現に向けて、戦略方針に沿った取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。最後になりますが、浦山委員長をはじめ委員の皆様には、大変なご苦勞をおかけし、本プランをまとめていただきましたことに、改めて感謝を申し上げますとともに、引き続き本市の都市計画行政にお力添えを賜りますことをお願い申し上げます。簡単ではございますが閉会のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

15時30分 閉会

以上